内閣衆質二〇一第一三六号

令和二年四月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄振興一括交付金の交付決定に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆

議院議長

大

島

理

森殿

衆議院議員下地幹郎君提出沖縄振興一括交付金の交付決定に関する質問に対する答弁書

について

号) 業ごとの 官、 日付 省庁 な事項をそれぞれ定めているところである。 十八号· 労働省発会○四○六第四号・二三地第四八三号・平成二四・○三・二八財地第一号・ 十四年法律第十四号) 御指摘 知 別 等に基づき、 厚生労働事務次官、 け府沖振第百四十八号・警察庁甲官発第百三十六号・総官企第百六十一号・二四文科施第九 (以 下 要件等」 環境会発第一二〇四〇六〇一二号内閣府事務次官、 \mathcal{O} 以下 「関係省庁」という。 「交付決定制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 沖縄振興公共投資交付金の交付の決定については、 を定めるものとされ、 制度要綱」 農林 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 という。) 水産事務次官、 が定める これに基づき、 第四にお また、 経済産業事 「沖縄振興公共投資交付金制度要綱」 V 沖縄振興特別推進交付金の交付の決定については、 て、 当該交付要綱等にお 関係省庁の大臣等が定める交付要綱等に 務次官、 警察庁長官、 国土交通事務次官及び環境事 内閣府及び交付対象事業を所管する 総務事務次官、 いて、 (昭和三十年法律第百七 沖縄振興特別措置法 交付 (平成二十四 国官会第三千三百三 の決定に 文部科学事 務次官法 関 号 年 対 应 (平成 務次 十九 象事 厚生 月六 必 連 内 要 名

通

審査し、 第九条第一項等において、 閣府が定める「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」 申請に係る交付対象事業等が適正であると認めたときは、交付すべき交付金の額を決定し、 内閣総理大臣が、沖縄県知事からの交付の申請を受けたときは、 (平成二十四年四月十九日付け府政沖第百四十九号) 「その内容を

知

一及び五について

に通知する」と定めているところである。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第三項に規定する補助事業者等において直ちに執 別推進交付金については、 お き標準的な期間 いて、 沖縄県知事からの交付申請書が内閣府又は関係省庁に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべ それぞれの事業等の分野の実情に応じた適切な期間が必要に応じて設定されており、 。 以 下 「標準処理期間」 内閣府において、三十日と設定されているところである。 という。)は、 沖縄振興公共投資交付金については、 また、 交付決定後は 沖縄振興特 関係省庁に

を定めている場合は当該標準処理期間以内に処理してきたところであり、また、 その上で、 沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金に係る審査については、 交付決定後は、 標準 補助 -処理期間 事業

行することが可能である。

者等において直ちに執行することが可能であることから、 「来年度への繰越や不用等の執行残額が生じる

要素となっている」との御指摘は当たらない。また、沖縄振興公共投資交付金については、 制度要綱第十

の規定に基づき、 例年、年度当初に内閣府から関係省庁に所要額の移替えを行っているところであり、

「予算執行までの期間が 「沖縄振興特別推進交付金」より長期化する」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねについては、 いずれも年度単位で把握しているが、四半期ごとの集計を行っておらず、また、こ

れを行うためには膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。